

平成30年6月農業委員会定例会議事録

日時	平成30年6月20日（水）午後1時30分～	
場所	さぬき市役所3階 301・302会議室	
	議事録署名委員の指名について	
日程第1	諸報告	
日程第2	農地法第3条に基づく申請審議について	(会長提出議案第1号)
日程第3	非農地証明願いについて	(会長提出議案第2号～5号)
日程第4	農地法第4条に基づく申請審議について	(会長提出議案第6号～8号)
日程第5	農地法第5条に基づく申請審議について	(会長提出議案第9号～12号)
日程第6	農用地利用集積計画の審議について	(会長提出議案第13号)
	農用地利用配分計画について	(会長提出議案追加第1号)
日程第7	農業振興地域整備計画の答申について	(会長提出議案第14号～22号)
日程第8	農業経営改善計画の審査について	(会長提出議案第23号)
日程第9	青年等就農計画の審査について	(会長提出議案第24号)
日程第10	その他	
出席委員	1 楠 豊 2 蓮池秋男 3 上野壽雄 4 蓮井セツ子 5 松岡浩二 6 稲田俊美 7 大塚ノブ子 9 小川義洋 10 神野 太 11 佐藤恭一 12 芳竹和政 13 岩澤佳宣 14 寒川 巧 15 十河道夫 16 藤澤 明 17 岩崎治樹(会長職務代理者) 18 松原俊幸(会長)	
欠席委員	8 岡村義弘	
事務局	藤井浩事務局長 山下智資課長補佐 北野茂雄課長補佐 松村昌憲副主幹	
農林水産課	杉浦寿課長補佐	
農地機構	谷口孝農地集積専門員 松岡一海農地集積専門員	

議長（会長）	<p>皆さんこんにちは。ご案内を申しあげました平成30年6月農業委員会定例会の定刻が参りましたので、開会致します。</p> <p>大変雨がうっとうしい時期に入って、先日、大阪で大変な地震があつて皆さん大変お困りだと思います。5名の方が亡くなられましたので、お悔やみ申し上げたいと思います。夕べはまたサッカーが素晴らしい成績を残しまして、日本中が沸いたと思います。さて、定例会におきましては、ご審議や日ごろの活動にご協力いただきましてありがとうございます。農地集積、集約化など推進委員さんと共に、これから夏本番、暑くなりますが水分補給などくれぐれも体にご自愛いただきまして、農作業に励んでいただきたいと思います。簡単ではございますが挨拶にかえさせていただきます。</p> <p>また、本日、新規就農の案件があり、事前に各地区の代表者及び会長職務代理人と私の7人で、聞き取り調査を行っていますので、関係する案件について、後ほど地区代表委員から報告いたしますので、よろしくお願ひします。</p> <p>本日の出席は18名中17名の出席で農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき過半数の出席ですので成立することを宣言致します。</p> <p>では、議事録署名ですが私の方から指名致します。それでは7番大塚委員さん、10番神野委員さん、よろしくお願ひします。では、本日の日程に沿って進めさせていただきます。続いて、事務局より諸報告があります。</p>
事務局	<p>農地法第18条第6項に基づく通知については、第1号は売買のため。使用貸借終了農地返還通知については、第5号を除く第1号から第8号は利用権の中途解約について報告。</p>
議長（会長）	<p>事務局の報告が終わりました。</p> <p>では、日程第2 農地法第3条に基づく申請審議について、会長提出議案第1号を議題とします。事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>第1号議案については、●●●●●の案件です。経営農地は適切に管理しており、下限面積を満たしています。権利は●●●●●を伴うものです。いずれも農地法第3条許可の要件を満たすものと判断されます。以上です。</p>
議長（会長）	<p>事務局からの説明が終了致しました。本議案については、●●地区の関係案件ですので、各地区の代表委員から調査結果の報告をお願いします。なお●●地区の案件の議案第1号については、●●●●●の案件であり事前に聞き取り調査を行っていますので、その結果も併せてご報告をお願いします。</p>
小川義洋委員	<p>●●から野菜を作られています。経営規模拡大しておられて問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。</p>
議長（会長）	<p>各地区代表委員の報告が終わりました。</p> <p>議案第1号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。</p>

全委員	発言なし。
議長（会長）	それでは、議案第1号につきましてお諮りします。議案第1号についてご異議ございませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第1号を原案のとおり認めることと致します。
議長（会長）	日程第3 非農地証明願いについて、会長提出議案第2号から第5号までを議題とし一括上程致します。なお、今月の議題で第2号は●●●●の関係議案になり除斥対象議案になりますので、後で別審議といたします。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	今回の非農地証明願いの案件全体で4件あり、面積にして1,272㎡、4筆です。内第3号から第5号3件の223㎡です。それでは、個別案件の説明をいたします。 議案第3号は、平成10年頃から20年以上耕作不能な状態が継続して山林化したもので、市非農地証明願い事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。 議案第4号は、農地へ進入するための耕作道として利用したもので、市非農地証明願い事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。 議案第5号は、昭和53年頃から40年以上耕作不能な状態が継続して山林化したもので、市非農地証明願い事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。本議案については、●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので●●地区、●●地区、●●地区の代表委員から調査結果の報告をお願いします。
楠 豊委員	地区委員会といたしましては現地確認し問題はないだろうとなりましたのでご報告いたします。よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。
蓮井セツ子委員	6月15日に現地の確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当の判断ですのでよろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

小川義洋委員	集落の墓地があったり、全体が山になっております。よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	それでは各地区代表委員の報告が終わりました。 議案第3号から第5号につきまして り質疑等がありましたら発言を認めます。
全委員	質疑なし。
議長（会長）	それでは、議案第3号から第5号につきましてお諮りします。議案第3号から第5号についてご異議ございませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第3号から第5号を原案のとおり認めることと致します。
議長（会長）	続きまして、●●●●の関係議案である議案第2号の審議に入ります。それでは、●●●●の退席を求めます。 (●●委員退席)
議長（会長）	それでは事務局の説明を求めます。
事務局	議案第2号は、平成8年頃から20年以上耕作不能な状態が継続して原野化したもので、市非農地証明願い事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。本議案については、●●地区の代表委員から調査結果の報告をお願いします。
楠 豊委員	内容については、事務局の説明のとおり畑の原野化ということで現地の境界等をチェックし問題はないと確認しましたのでご報告いたします。
議長（会長）	それでは各地区代表委員の報告が終わりました。議案第2号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。
小川義洋委員	20年以上放置ということですが、たまたま見に行かないといけなくて見に行ったのですが、山林化とか原野とかありますけれども、20年間でこういう状態になるのかと。理由をしっかりとって欲しいのと、判断に困る場合があるが基準を共有しておかなければならないのではないか。意見です。

議長（会長）	他に質疑はありませんか。
大塚ノブ子委員	何を基準として原野としてだしているのか。分かりかねます。
事務局	非農地証明で記載要項の現況地目、今回であれば2号から言いますと原野、山林、道路、山林というところのご指摘と思います。山林と原野の違いですが、不動産登記法上の分類があります。なぜそれを採用するかと言いますと、非農地証明が証明されますと、地目の変更手続きとなります。その時の地目の参考となる分類があり、それに照らし合わせる形で今回の農地法に伴う非農地証明も現況地目の分類も不動産登記法に基づく分類でしております。山林と原野の違いですが、山林の場合、耕作方法によらない竹木の育成する土地で、原野は耕作の方法によらない雑木、つる性の植物を指しています。高さの目安は2メートル程度でかつ植物性のものなのかそこを引用して現況地目として記載しています。
議長（会長）	他に質疑はありませんか。
全委員	質疑なし。
議長（会長）	それでは、議案第2号につきましてお諮りします。議案第2号についてご異議ございませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第2号を原案のとおり認めることと致します。 退席されている●●●●の再入場を認めます。 (●●委員再入場、着席)
議長（会長）	日程第4 農地法第4条に基づく申請審議について、会長提出議案第6号から第8号を議題とし一括上程致します。それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	今回の第4号案件は3件あり、面積にして629.24㎡、3筆です。それでは、個別案件の説明を致します。 議案第6号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●です。無断転用で併せ利用地があります。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●●●です。 議案第7号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●●●●●です。無断転用で併せ利用地があります。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●●●です。 議案第8号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2

のかと思います。

寒川 巧委員 確かに●月で●●を代わりました。相談いただいたのが、去年の暮れ頃だと思います。広い面積の田でしたし、古い無断転用で、●●も●も反省されて転用しないといけないと説得されていました。費用もかかりますし、何ヶ月もかかってやっとできた。よく感じるのですが、当時の●●町はこういう案件が非常に多いです。だけど直していかないと。何よりも大変なのは費用がかかっています。農地に復旧することも難しいし、ある程度始末書で済ませてあげるのが良いかなと。非常に難しい案件で、広い面積でしたので、こういう無断転用をされると困るのですが、良く理解した上でやっていただいておりますから、その点、皆さんに良く判断していただきたいと思います。

職務代理者 この場で緊急動議を出したいと思います。いいですか会長。

議長（会長） はい。

職務代理者 6号、7号の案件につきまして、今日、審議する上で、前段の日に志度の農業委員の委員にある人が電話をかけて「これ、通さなんだからこらえんぞ」というような恫喝的な電話がありました。今日、私、その人に言われたのですけれども、その人はこの中におると、これはどういった今後の運営になるんでしょうかね。会長、事務局。みなさんどう思いますか。

議長（会長） この件ですけれども、どう判断したらよいのでしょうか。

各委員 （不規則発言あり）
委員会として適正に対応していくとの意見あり。

議長（会長） 暫時休憩します。

議長（会長） 再開します。
続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

十河道夫委員 第8号については、問題ないと判断するものです。地区としては、認めることとしております。よろしくご審議をお願いします。

議長（会長） 各地区代表委員の報告が終わりました。議案第6号から第8号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。ご意見ございませんか。

全委員 質疑なし。

議長（会長）	それでは、議案第6号から第8号につきましてお諮りします。議案第6号から第8号についてご異議ございませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第6号から第8号を原案のとおり認めることとし香川県に進達致します。
議長（会長）	日程第5 農地法第5条に基づく申請審議について会長提出議案第9号から第12号を議題とし一括上程致します。それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>今回の第5条案件は4件あり、面積にして806㎡、6筆です。それでは、個別案件の説明を致します。</p> <p>議案第9号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第1種農地判断です。転用目的は●●●で、権利は●●●の設定です。併せ利用地があります。一時転用です。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●●です。</p> <p>議案第10号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第3種農地判断です。転用目的は●●●●で、権利は●●●●●の設定です。隣接同意、関係団体等の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●●●です。</p> <p>議案第11号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●●で、権利は●●●●●です。無断転用で、併せ利用地があります。隣接同意、関係団体等の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●●●●です。</p> <p>議案第12号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第1種農地判断です。転用目的は●●●●●で、権利は●●●●●●の設定です。無断転用で、併せ利用地があります。隣接同意、関係団体等の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●●●●●です。</p>
議長（会長）	事務局からの説明が終わりました。尚、本議案については、●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、各地区の代表委員から調査結果の報告をお願いします。●●地区からお願いします。
上野壽雄委員	第9号議案、関係委員で現地を確認しました。さざんか荘の新築工事に伴う案件で、図面のとおり大型車が回転するために必要な土地と思います。問題はないと意見が一致しましたので、ご審議の方よろしくお願い致します。
議長（会長）	続いて●●地区の代表委員から報告をお願いします。

小川義洋委員 第10号、第11号につきまして、関係委員で現地を確認しました。地区としては、認めることで意見が一致しました。ご審議の方よろしくお願ひします。

議長（会長） 続いて●●地区の代表委員から報告をお願いします。

芳竹和政委員 議案第12号について、関係委員で現地を確認しました。地区としては認めることで意見が一致しました。ご審議よろしくお願ひします。

議長（会長） 各地区代表委員の報告が終わりました。議案第9号から第12号につきまして質疑等がありましたらご発言を認めます。

全委員 質疑なし。

議長（会長） それでは、議案第9号から第12号につきまして、お諮りします。議案第9号から第12号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、原案のとおり認めることとし香川県に進達致します。

議長（会長） 日程第6 農用地利用集積計画の審議について会長提出議案第13号を上程致します。なお、今月の議案で整理番号18番が私の関係議案になり除斥対象議案になりますので後で別審議と致します。では、事務局から説明を求めます。

事務局 香川県農地機構が実施しています農地売買等事業特例事業を活用して、香川県農地機構へ所有権移転をしようとするものです。整理番号1は岩澤委員、整理番号2、3は十河委員立会いにより香川県農地機構が買入れをするための利用調整会を開催しています。続いて、議案書の6ページから8ページをお開きください。会長提出議案13号についてご説明致します。先ほど会長が言われました松原会長さんの案件を除いて20件です。個人が14件、中間管理機構が6件の合計20件となっております。20件の内新規が17件、再設定が3件でございます。20件のうち、賃借権が8件、使用貸借権が12件でございます。賃借権の内訳としまして、物納が2件、現金1,500円が3件、5,000円が1件、10,000円が2件となっております。期間については、10年が7件、9年が1件、6年が5件、5年が5件、3年が1件、6ヶ月が1件となっております。以上です。

議長（会長） 説明が終了致しました。質疑に入ります。
尚、本案件につきましては案件も多く時間がかかりそうですので一括して質疑に入ります。質疑等ある場合、整理番号等指定の上、ご発言下さい。

全委員	質疑なし。
議長（会長）	それでは、議案第13号について、整理番号18番以外のものについて、原案どおり認めることとしてよろしいでしょうか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	では、原案のとおり認めることといたします。 続きまして、私の関係議案である整理番号18番の審議に入りますので、議事進行を職務代理にお願いします。
職務代理者	それでは、松原委員の退席を求めます。 (松原委員退席)
職務代理者	では、事務局から説明を求めます。
事務局	委員さんの議案は、松原委員さんの農事組合法人ながおの更新が1件となっており、3年の使用貸借権となっております。
職務代理者	説明が終わりました。質疑はありませんか。
全委員	質疑なし。
職務代理者	なければ原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。
全委員	「異議なし」との声あり。
職務代理者	では、原案のとおり認めることといたします。 退席されている松原委員の再入場を認めます。 (松原委員再入場、着席)
議長（会長）	それでは、ただ今「農用地利用集積計画」が認められましたので、追加議案として「農用地利用配分計画について」を上程したいと思いますが、いかがでしょうか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	暫時、休憩致します。 (資料配布)

議長（会長）	再開します。 それでは、会長提出追加議案第1号「農用地利用配分計画について」の承認を追加提案いたします。事務局より説明を求めます。
事務局	今月は、農用地利用配分計画25件について説明します。貸付先は個人が5件、法人が20件で全て区域内でとなっております。設定する権利等については賃借権が17件、使用賃借権が8件です。期間は9年11ヶ月が6件、5年11ヶ月が19件、利用内容は露地野菜、水稻、麦が中心となっております。以上です。
議長（会長）	説明が終わりました。何か質疑等はありませんか。
全委員	質疑なし。
議長（会長）	無ければ、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	では、原案のとおり承認いたします。
議長（会長）	日程第7 農業振興地域整備計画変更の答申について会長提出議案第14号から第22号を議題とし一括上程致します。なお、議案第15号、議案第16号が●●●の関係議案になり除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。事務局の説明を求めます。
事務局	農業振興地域整備計画変更の答申について、会長提出議案第14号は除外後の用途は●●●●で、第2種農地です。併せ利用地が有り旧●●●●です。 会長提出議案第17号は除外後の用途は●●●●●●で、第2種農地です。旧●●●●です。 会長提出議案第18号は除外後の用途は●●●●●●●●●●で、第1種農地です。併せ利用地があり、旧●●●●です。 会長提出議案第19号は除外後の用途は●●●●●で、第1種農地です。併せ利用地が有り旧●●●●です。 会長提出議案第20号は除外後の用途は●●●●●●で、第2種農地です。併せ利用地が有り、無断転用で旧●●●●です。 会長提出議案第21号は除外後の用途は●●●●●●で、第2種農地です。併せ利用地が有り旧●●●●です。 会長提出議案第22号は除外後の用途は●●●●●●で、第3種農地です。併せ利用地が有り旧●●●●です。
議長（会長）	事務局からの説明が終わりました。尚、本議案については、●●地区、●●地

	区、●●地区、●●地区、●●地区、の関係案件ですので、各地区の代表委員から調査結果の報告をお願いします。●●地区からお願いします。
楠 豊委員	第14号について、関係委員で現地確認をしました。事務局の説明のとおりで、問題ないと判断しております。
議長（会長）	続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。
松岡浩二委員	第17号から第19号について、関係委員で現地確認をしました。地区としては、認めることとしました。
議長（会長）	続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。
稲田俊美委員	第20号について、地区としては、認めることとしました。よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。
芳竹和政委員	第21号について、無断転用ではないのでしょうか。
職務代理	今は、農振除外の案件を審査しているので、無断転用は影響ない。
事務局	現況では無断転用ということです。岩崎委員からもご指摘がありましたとおり農振除外の案件ですのでご理解いただきたいと思います。
議長（会長）	続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。
十河道夫委員	第22号について、地区としては、認めることとしました。よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	各地区代表委員の報告が終わりました。 議案第15号、議案第16号を除く議案第14号から第22号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。
全委員	質疑なし。
議長（会長）	それでは、議案第15号、議案第16号を除く議案第14号から第22号につきまして、お諮りします。議案第15号、議案第16号を除く議案第14号から第22号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、原案のとおり認めることと致します。
続きまして、●●●の関係議案である議案第15号及び議案第16号の審議に入ります。それでは●●●の退席を求めます。

（●●委員退席）

議長（会長） 事務局から説明を求めます。

事務局 会長提出議案第15号は除外後の用途は●●で、第2種農地です。旧●●●です。
会長提出議案第16号は除外後の用途は●●で、第2種農地です。併せ利用地があり、無断転用で旧●●●です。

議長（会長） 事務局からの説明が終わりました。尚、本議案については、●●地区の代表委員から調査結果の報告をお願いします。

蓮池秋男委員 第15号、第16号について、地区としては、認めることとしました。よろしくご審議をお願いします。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第15号、議案第16号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員 質疑なし。

議長（会長） それでは、議案第15号及び議案第16号につきまして、お諮りします。議案第15号及び議案第16号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第15号及び議案第16号原案のとおり認めることと致します。

（●●委員再入場、着席）

議長（会長） 退席されている●●●の再入場を認めます。

議長（会長） 日程第8 農業経営改善計画の審査について、会長提出議案第23号及び日程第9議案第24号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

農林水産課 農業経営改善計画認定要領に基づく農業経営改善計画の説明。
●●●●さん、●●●●●●番地、昭和●●年●●月●●日生まれです。営農類型は、水稻、麦、露地野菜です。

●●●●さん、●●●●●●●●●●番地、昭和●●年●月●日生まれです。営農類型は、施設野菜です。

詳しくは、別紙農業経営改善計画認定申請書、青年等就農計画認定申請書をご覧ください。

議長（会長） 事務局の説明が終わりました。本議案については、●●地区の関係案件ですので●●地区の代表委員から補足事項等がありましたら報告をお願いします。

芳竹和政委員 研修も受けやる気もあり仲間もたくさんおりますので、事務局の説明のとおりです。問題ないと思います。

議長（会長） 続きまして、●●地区をお願いします。

十河道夫委員 造田地区の推進委員であり水利組合長もしており、田を増やしております。十分におけるとお思いますので、よろしくをお願いします。

議長（会長） ●●地区、●●地区代表委員の報告が終わりました。議案第23号及び議案第24号について質疑等がありましたら発言認めます。

岩澤佳宣委員 ●●●●さんのナバナ0.3ヘクタールできるのでしょうか。

事務局 普及センターと相談して、品種をばらして1反ごとに収穫時期をずらせばいけるのではないかという判断です。

全委員 質疑なし。

議長（会長） それでは、農業経営改善・青年等就農計画の審査について、議案第23号及び議案第24号についてお諮りいたします。異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、原案のとおり承認することと致します。

議長（会長） 本日、上程の議案については以上ですが、日程第10その他です。先月、地区代表にお集まりいただきました折、今月から各地区での農地集積の活動について毎月報告をいただけるようお願いしたところでは、津田地区代表から、先月の定例会以降、本日までの活動状況について報告願います。

楠 豊委員 津田地区、15日の地区委員会で周知しましたが、現状動いていないのが現状です。

議長（会長）	続いて大川地区お願いします。
蓮井セツ子委員	4月ごろから動いていましたが、相続ができていない案件があり、6月に相続が完了しました。1件推進ができました。もう1件現在進行しています。遊休農地の解消に向けて活動を続けていきます。
議長（会長）	続いて志度地区お願いします。
小川義洋委員	担い手がないためあまり動いておりません。農振除外のいない小田地区は太陽光の話が多くあがってきております。担い手がおりましたらお願いします。
議長（会長）	続いて寒川地区お願いします。
芳竹和政委員	基盤整備率が高いため集積率は高いですが、中山間地区は鳥獣害の被害が多くて借り手もなく農地も狭いということで、どういった方向で進めていくか皆で検討していきたいと考えています。
議長（会長）	続いて長尾地区お願いします。
十河道夫委員	造田で元気な方がおられまして集積を進めています。造田地区は整備が遅れているので、できれば使いやすい農地を貸してあげたいと考えている。造田地区に3名の若い方また、長尾地区にもおられます。これから実数として出てくるものと思います。
議長（会長）	各地区代表の報告が終わりました。 続きまして、農地集積専門員から何かありましたらお願いします。
谷口集積専門員	昨年から農業委員会に同席させていただきまして、情報をいただいておりますが、地区の推進委員さん、農業委員さんから情報を提供していただいて、農地中間管理事業へ繋げていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いします。
議長（会長）	以上をもちまして、平成30年6月農業委員会定例会を閉会とします。慎重なる審議をありがとうございました。 (15時32分閉会)

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

・農地法第3条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・・・・・・16名　　反対委員・・・・・・・・・・0名

・非農地証明願いについて

賛成委員・・・・・・・・・・16名　　反対委員・・・・・・・・・・0名

・農地法第4条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・・・・・・16名　　反対委員・・・・・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・・・・・・16名　　反対委員・・・・・・・・・・0名

・農用地利用集積計画の審議について

賛成委員・・・・・・・・・・16名　　反対委員・・・・・・・・・・0名

・農用地利用配分計画について

賛成委員・・・・・・・・・・16名　　反対委員・・・・・・・・・・0名

・農業振興地域整備計画変更の答申について

賛成委員・・・・・・・・・・16名　　反対委員・・・・・・・・・・0名

・農業経営改善計画の審査について

賛成委員・・・・・・・・・・16名　　反対委員・・・・・・・・・・0名

・青年等就農計画の審査について

賛成委員・・・・・・・・・・16名　　反対委員・・・・・・・・・・0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員 7 番

署名委員 10 番